

政令第百九十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項、同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第九項及び第十項」を「同条第九項ただし書及び第十項ただし書」に、「同条第三項」を「同条第三項ただし書」に改め、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）



山梨県	富山県	神奈川県				東京都						
上野原市	中新川郡舟橋村	秦野市 綾瀬市 中郡大磯町	伊勢原市	海老名市 座間市	逗子市	東久留米市 羽村市	東大和市	昭島市 小金井市	山武市 長生郡長柄町	鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市	八千代市 四街道市	習志野市
百分の三	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十二	百分の十五	百分の六	百分の十二	百分の十五	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十五

大阪府		京都府	滋賀県	三重県			愛知県	静岡県	岐阜県			
高石市 大阪狭山市	城陽市 乙訓郡大山崎町	八幡市 相楽郡精華町	長岡京市	湖南市	桑名郡木曾岬町 員弁郡東員町 三重郡菰野町 三重郡朝日町	丹羽郡大口町 丹羽郡扶桑町 知多郡阿久比町 知多郡東浦町	愛知郡東郷町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	稲沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉市 愛西市 北名古屋市 あま市	知立市 清須市 長久手市	日進市	裾野市	瑞穂市
百分の十五	百分の三	百分の六	百分の十六	百分の三	百分の三	百分の三	百分の六	百分の十六	百分の十五	百分の三	百分の十五	百分の三



これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

2 この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（次項において「新基準法施行令」という。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

### (平成三十年三月三十一日までの間における経過措置)

3 平成三十年三月三十一日までの間における新基準法施行令第一条の規定の適用については、同条中「同

条第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第二項」と、「同条第一項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第一項」とする。

## 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十四号）の施行に伴い、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改める必要があるからである。